

防衛医科大学校達第5号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第27条の規定に基づき、医学研究科の研究論文の審査及び最終試験に関する達を次のように定める。

平成元年9月5日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

医学研究科の研究論文の審査、最終試験及び論文の公表等に関する達

改正 平成 4年 5月26日達第 3号
平成12年 3月30日達第 1号
平成13年 5月16日達第11号
平成19年 3月28日達第 5号
平成28年 4月 1日達第12号
令和 3年 3月31日達第 3号
令和 5年 2月28日達第 1号

（趣旨）

第1条 この達は、防衛医科大学校医学研究科の行う研究論文（以下「論文」という。）の審査、最終試験及び論文の公表等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（論文の提出方法等）

第2条 論文の審査を受けようとする者は、研究論文審査申請書（別記様式第1）に論文目録（別記様式第2）、論文及び論文要旨を添えて、その専攻する専攻分野の指導教官の承認を得て、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 前項による論文の提出は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 受理した論文及び関係書類（不合格となったものを除く。）は返還しない。

（論文審査の付託）

第3条 学校長は、前条第1項の規定により論文を受理したときは、医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に審査を付託するものとする。

（審査委員会）

第4条 研究科委員会は、前条の規定により審査を付託されたときは、すみやかに防衛医科大学校の医学研究科担当教官（教授、准教授及び講師をいう。以下「担当教官」という。）で組織する研究論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け審査を行うものとする。

2 審査委員会は、論文ごとに担当教官からなる3名の審査委員をもって組織する。ただし、教授1名を含み、それぞれの審査委員の所属する講座等は重複しないものとする。

3 審査委員のうち当該研究の共同研究者（参考論文の共著者）は1名以内とする。な

お、研究科委員会が特に必要と認めるときは、前項の審査委員のほかに医学研究科を担当する教官を審査委員会の構成員に加えることができる。

- 4 審査委員の互選により教授から委員長を選出する。
- 5 委員長は、審査委員会を主催する。

(論文の審査及び最終試験)

第5条 論文の審査は、査読、発表及び検討会等により行うものとする。

- 2 最終試験は、論文を中心としたその関連分野について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。
- 3 前項の最終試験は、論文審査終了後に審査委員会が行うものとする。
- 4 論文審査の結果、不合格と判定した場合は、最終試験は行わないものとする。

(審査及び試験等の報告)

第6条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかにその結果を研究科委員会に報告するものとする。

- 2 前項の結果を報告する場合は、論文、論文の内容の要旨及び審査結果の要旨に最終試験の成績を添えて提出しなければならない。

(審査結果の審議)

第7条 研究科委員会は、前条の規定による報告に基づき、合格にすべきか否かを審議するものとする。

- 2 前項の審議をするに当っては、委員の3分の2以上の出席がなければならない。
- 3 1月以上にわたる出張、病気休暇及び休職中の委員は、前項の審議定数には算入しない。

(修了の認定)

第8条 学校長は、前条第1項に規定する研究科委員会の審議をふまえ、医学研究課程修了の認定を行うものとする。

(論文の公表)

第9条 修了証書を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該修了証書を授与される前に既に印刷公表したとき又は第2項及び第3項に掲げる場合は、この限りではない。

- 2 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則(以下「規則」という。)第5条により学位授与の申請を行い学位を授与された者は、規則第13条による。
- 3 規則第10条により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長から学位を授与しない旨の通知を受けた者のうち印刷公表していない者は、その通知を受けた日から1年以内に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長に学位授与を申請した際の論文を印刷公表しなければならない。
- 4 論文の印刷公表は審査制度の確立している学術雑誌に公表するものとする。

(論文の保管)

第10条 論文は、1部を防衛医科大学校図書館に保管するものとする。

(雑則)

第11条 この達に定めるもののほか、論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、研究科委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この達は、平成元年9月5日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月26日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成3年9月30日から適用する。

附 則

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成13年5月16日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年2月28日から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

令和 年 月 日

研究論文審査申請書

防衛医科大学校長 殿

指導教官

年度入学医学研究科 専攻

階級・氏名

医学研究科の研究論文の審査及び最終試験に関する達第2条の規定により研究論文に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。

記

- | | |
|----------------------|----|
| 1 論文目録 | 4部 |
| 2 論文の内容の要旨（2,000字程度） | 4部 |

備考： 研究論文は、正1部、副3部を提出するものとする。
参考論文についても同様とする。

別記様式第2（第2条関係）

論文目録

論文

- 1 題目

- 2 公表の方法及び時期
（未公表の場合は予定を記入）

- 3 冊数

参 考 論 文

（提出分）

- 1 題目

- 2 公表の方法及び時期

（未提出分）

- 1 題目

- 2 公表の方法及び時期

令和 年 月 日
申請者

備 考

- 1 論文題目が外国語の場合は、和訳を付記すること。
- 2 研究論文及び参考論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。
- 3 参考論文は、主なものを列記すること。